

## 福井大学遺伝子組換え実験安全管理委員会要項

平成 28 年 12 月 28 日

学 長 裁 定

### (趣旨)

**第 1 条** この要項は、福井大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成 16 年福大規程第 59 項。以下「規程」という。）第 4 条第 4 項の規定に基づき、福井大学遺伝子組換え安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項等を定めるものとする。

### (任務)

- 第 2 条** 委員会は、学長の諮問に応じ、規程第 4 条第 2 項に掲げる事項について調査、審議し、これらの事項に関して学長及び部局長に対し、助言又は勧告を行うものとする。
- 2 委員会は、必要に応じ規程第 5 条に定める安全主任者及び規程第 6 条に定める実験管理者に対し、遺伝子組換え実験に関する拡散防止措置及び安全管理等に関する報告を求めることができるものとする。

### (組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究、産学・社会連携担当）
  - (2) 安全主任者 1 名
  - (3) 遺伝子組換え実験を行う研究者 3 名
  - (4) 前号以外の自然科学領域の研究者 1 名
  - (5) 人文もしくは社会科学領域の研究者 1 名
  - (6) 予防医学等の専門家 1 名
  - (7) 動物実験の専門家 1 名
  - (8) 総務部長
  - (9) 学外の学識経験者 1 名
  - (10) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員（役職指定の委員を除く。）は学長が委嘱するものとし、その任期は 2 年とする。
- 3 前項の委員に欠員が生じた場合の、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、理事（研究、産学・社会連携担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

**(議事)**

**第5条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 委員会は、委員がやむを得ない事情により欠席するときは、当該委員が指名した代理のもの出席を認め、前項の定足数に含めるとともに、議決に加らせることができる。

**(委員以外のものの出席)**

**第6条** 委員会は、必要と認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

**(小委員会)**

**第7条** 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

**(庶務)**

**第8条** 委員会の庶務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において処理する。

**(雑則)**

**第9条** この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

1 この要項は、平成28年12月28日から施行する。

2 この要項の施行日の前日において、学長から委嘱されている委員については、この要項に基づき委嘱されたものとみなし、任期は平成30年3月31日までとする。

**附 則**

この要項は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この要項は、令和3年2月17日から施行する。